### 別記様式第十一の二 (第四十三条の九関係)

### 地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

(あて先)鎌倉市長

住 所 届出者 氏 名 電話番号 住 所 代理人 氏 電話番号

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更

建築物の建築又は工作物の建設

建築物等の用途の変更

建築物等の形態又は意匠の変更

木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

令和

1 行為の場所

鎌倉市

2 行為の着手予定日

令和 年 月 日

月

 $\exists$ 

年

3 行為の完了予定日

4 設計又は施行方法

	1 以可入心地行为仏													
	(1) 土井	他の区画	画形質の変	更	区域の面積					m²				
		イ 行為の種別 (建築物)			の建築・ 工作物	(新築・改築・増築・移転)								
	(2) 建築物の建築又 は工作物の建設				届出部分		届出以外の部分		分	合計				
		口設計	i 敷地面積			$m^2$			m²			m²		
			ii 建築又は	建設面積		m²			m²			m²		
					iii延べ面和	漬	( )	m²	(	)	m²	(	)	m²
		$\mathcal{O}$	iv高さ		地盤面から					m	1			
		要	概 要	要	v 用途									
			vi 緑化部分	分の面積						m	2 I			
			vii垣又はさ	くの構造										
	(2) 建築物体の円分の亦更			分の延べ面積	口変	更前の用	途	ハ	変更征	後の用詞	金			
	(3)建築物等の用途の変更				m²									
	(4)建築物	1) 建築物等の形態又は意匠の変更変更の内			容				•					
(5)木竹の伐採 伐採面積												m²		
些土	7													

#### 備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上ある場合には、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については次によること。
- (1) 当該建築物の建築については、(2)(p)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
- (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(r)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(r)(ii)延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について2以上の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

### 添付図書

(1)行為の種類に応じて次の掲げる図書等

	案	配	平	立	植	土地	現	計画
	内	置	面	面	栽	断面	況平面	計画平面図
	図	図	図	図	図	図	面図	図
土地区画形質変更	0				0	0	0	0
建築物の建築	$\circ$	0	0	0	0	0		
工作物の建築	$\circ$	0	0	0	0			
建築物等の用途の変更	$\circ$	$\circ$	0	その他用	途の変更状	:況を示す/	ために必要	な図書等
建築物等の形態又は意 匠の変更	0	0	0	0	0			
木竹の伐採	0						0	0

- 届出書…届出者の住所氏名は、住民票又は商業登記簿によるものとしてください。
- 案内図…届出場所、道路、方位、その他目標となる土地建物を表示すること。
- 配置図…敷地内における建築物等の位置を表示する。

縮尺 1/100 以上、方位、地名、地番、敷地境界線(<u>赤線</u>で囲むこと)、敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。また、敷地の求積根拠も明示すること。

- 平 面 図…建築物の各階のもの。<u>縮尺 1/50 以上</u>。建築面積及び床面積の求積根拠 も明示すること。
- 立 面 図…2面以上。<u>縮尺 1/50 以上</u>。外壁、屋根の色彩が分かるように<u>彩色を施</u> <u>すか、マンセル値を記載すること</u>。
- 植 栽 図…縮尺 1/100 以上、既存樹木及び植栽樹木の位置、樹種、樹高等。建築物の建築に際して木竹の伐採を行うときは、その位置、樹種、樹高等。
- 土地断面図…敷地境界線を明示すること。土地の形質変更を伴う場合は、盛土のり高、 切土のり高を記載すること。現況と計画を比較し、盛土部分を<u>赤色</u>、切土 部分を<u>黄色</u>で着色すること。
- 現況平面図…方位、敷地境界線、等高線、<u>敷地面積求積根拠</u>を明示すること。
- 計画平面図…縮尺 1/100 以上、方位、敷地境界線、盛土切土の行為面積を明示すること。(盛土部分を赤色、切土部分を黄色で着色すること。)
- (2)委任状(代理人が行う場合に必要)

### <参考>

都市計画法施行規則

[地区計画の区域内における行為の届出]

第四十三条の九 法第五十八条の二第一項の規定による届出は、別記様式第十一の 二による届出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
  - 一 土地の区画形質の変更にあつては、次に掲げる図面
    - イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設 を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの
    - ロ 設計図で縮尺百分の一以上のもの
  - 二 建築物の建築、工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の建設又は 建築物若しくは工作物の用途の変更にあつては、次に掲げる図面
    - イ 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上 のもの
    - ロ 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第三十四条第二項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面(地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る。)で縮尺百分の一以上のもの
    - ハ 二面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階平面図(建築物である場合に限る。)で縮尺五十分の一以上のもの
  - 三 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更にあつては、前号イに掲げる図面及び 二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの
  - 四 木竹の伐採にあつては、次に掲げる図面
    - イ 当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの
    - ロ 当該行為の施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの
  - 五 その他参考となるべき事項を記載した図書

お問合せは、まちづくり計画部 都市計画課 都市計画担当 住所 鎌倉市御成町 18 番 10 号 電話 0467-23-3000

## 別記様式第十一の二 (第四十三条の九関係)

# 記入例(個人

### 地区計画の区域内における行為の届出書

代理人

令和○○年○○月○○日

(あて先)鎌倉市長

代理人がいる場合、住所、氏 名、電話番号など必ず委任状 と一致させること。

住所 鎌倉市御成町〇〇番〇〇号 届出者

氏名 鎌倉 花子

電話番号 〇〇〇〇一〇〇一〇〇〇

住所 鎌倉市大船〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 鎌倉市設計事務所

代表取締役 大船三郎

電話番号 〇〇〇〇一〇〇一〇〇〇

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更

◆建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更

建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

申請日は着手日の

30 日前までとす る。

記

行為の場所 1

鎌倉市 ■■○丁目○○番○○号

令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日

2 行為の着手予定日

3 行為の完了予定日

4 設計又は施行方法

(1)土地の区画形質の変更				区域の面積	m²					
	イ育	<b>「為の種別</b>	(建築物の	の建築・工作物	の建設)	新築 改築・増築・移転)				
				届出部	分	届出以外の部分合計				
(2) 建		i 敷地面積		200	m²		m²	200	m²	
築物の	口	ii 建築又は	建設面積	7 0	m²		m²	7 0	m²	
建築物の建築又は工作物	設計	iii延べ面積	漬	140	m²	( )	m²	140	m²	
は工作	$\mathcal{O}$	iv高さ		地盤面から			7.	5 m		
物の建設	概 要	v用途	v用途							
設		vi緑化部分	分の面積					m²		
		vii垣又はさ	くの構造	生垣						
(2) 建筑	(3)建築物等の用途の変更 イ 変更部			分の延べ面積	口 変	変更前の用途 かんしゅう かんしゅう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	ハ	変更後の用途	<u>\$</u>	
(3)、建筑				m²						
(4)建築	物等の形態	又は意匠の変更	変更の内	]容						
(5)木竹	(5)木竹の伐採 伐採面積			i m²						

### 備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上ある場合には、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については次によること。
- (1) 当該建築物の建築については、(2)(n)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載 すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
- (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(p)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(p)(ii)延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途 変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について2以上の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

## 別記様式第十一の二(第四十三条の九関係)

# 記入例(法人)

地区計画の区域内における行為の届出書

令和○○年○○月○○日

(あて先)鎌倉市長

代理人がいる場合、住所、

氏名、電話番号など必ず委

任状と一致させること。

住所 鎌倉市御成町〇〇番〇〇号

届出者 氏名 株式会社鎌倉物産

代表取締役 鎌倉 太郎

電話番号 〇〇〇一〇〇一〇〇〇

住所 鎌倉市大船〇丁目〇〇番〇〇号

代理人 氏名 鎌倉市設計事務所

代表取締役 大船三郎

電話番号 〇〇〇〇一〇〇一〇〇〇

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更 **建築物**の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更

建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採 について、下記により届け出ます。

申請日は着手日の 30 日前までとす る。

記

1 行為の場所

鎌倉市 ■■○丁目○○番○○号

令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 行為の着手予定日

3 行為の完了予定日

4 設計又は施行方法

(1)土地の区画形質の変更				区域の面積	m²				
	イ行	<b>「為の種別</b>	(建築物の	の建築・工作物	の建設 )	新築 改築・増築・移転)			
				届出部	分	届出以外の部	3分	合計	
(2) 建		i 敷地面積	責	200	m²		m²	200	m²
築物の	口	ii 建築又は	建設面積	7 0	$m^2$		m²	7 0	m²
建築物の建築又は工作物の建設	設計	iii延べ面和	漬	140	m²	( )	m²	1 4 0	m²
は工作	$\mathcal{O}$	iv高さ		地盤面から			7.	5 m	
物の建	概 要	v用途		専用住宅					
設		vi 緑化部分	分の面積					m²	
		vii垣又はさ	くの構造	生垣					
(9) 建筑	)建築物等の用途の変更 イ 変更音			分の延べ面積	口 変	<b>芝更前の用途</b>	ハ	変更後の用途	<u> </u>
していた第				m²					
(4)建築	物等の形態	又は意匠の変更	変更の内	容					
(5)木竹の伐採 伐採面積				:					m²

#### 備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上ある場合には、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については次によること。
- (1) 当該建築物の建築については、(2) ( $\mathfrak{p}$ ) ( $\mathfrak{i}\mathfrak{i}\mathfrak{i}$ ) 延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
- (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(p)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(p)(ii)延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について2以上の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。